

教育課程検証委員会設置要綱

平成 25 年 5 月 30 日
25 練教教指第 664 号

(設置)

第 1 条 練馬区の小学校および中学校（以下「小中学校」という。）において、二学期制や土曜授業をはじめとした教育課程に関する成果や課題を検証し、今後の教育課程編成に関する方向性について協議するため、教育課程検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検証委員会は、教育委員会教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 二学期制の成果と課題、今後の方向性に関すること
- (2) 土曜授業の成果と課題、今後の方向性に関すること
- (3) その他、教育課程に関することで教育委員会が必要と認める事項

(報告)

第 3 条 前条の各号における検討の結果について、教育委員会教育長へ答申を行う。

(構成)

第 4 条 委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 検証委員会の委員は、別表のとおりとし、教育委員会が委嘱する委員 20 名をもって構成する。

(任期)

第 5 条 前条第 4 項の規定による委嘱の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、教育委員会は新たに委員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検証委員会の会議に委員以外の者の出席を求

めることができる。

4 検証委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、検証委員会が決定したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 教育委員会教育振興部教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。

別表（第4条関係）

役職等	人数
学識経験者	1名
練馬区小学校PTA連合協議会	2名
練馬区立中学校PTA連合協議会	2名
練馬区立小学校長会	2名
練馬区立中学校長会	2名
練馬区立小学校副校長会	2名
練馬区立中学校副校長会	2名
練馬区立小学校教員	2名
練馬区立中学校教員	2名
教育振興部長	—
教育総務課長	—
教育指導課長	—